

## 宇佐市庁用自動車広告掲出取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、宇佐市広告料収入事業実施要綱（平成19年宇佐市告示第38号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、本市が所有する庁用自動車に対する広告物の掲出（以下「車両広告」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (車両広告の基準)

第2 車両広告は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 要綱別表に定める広告掲載等の基準
- (2) 別表に定める宇佐市庁用自動車広告掲出基準

### (広告掲出の位置等)

第3 車両広告の位置、枠数等は、庁用自動車の用途及び運行の安全を妨げない限度において、市長が別に定めるものとする。

### (車両広告の手順等)

第4 車両広告は、広告主（要綱第8条に規定する広告主をいう。以下同じ。）が経費を負担するものとし、広告主は市長の指定する仕様に従って広告を制作し、掲出し及び撤去するものとする。

2 広告主は、車両広告及びその撤去を行おうとするときは、庁用自動車の運行業務に支障が生じないよう市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

3 車両広告の撤去により、庁用自動車の車体表面、塗装、構造等をき損し又は破損したときは、広告主が経費を負担し原状回復しなければならない。

### (車両広告の修復)

第5 市の責に帰すべき理由により、広告がき損又は破損したときは、市長は経費を負担して修復を行うものとする。

2 経年に起因する色あせなどの劣化及び天災に起因するき損等については、市長が経費を負担する修復の対象とはしないものとする。

### (広告主の募集)

第6 広告主の募集は、市長が庁用自動車の運行管理状況等を勘案してその時期、枠数、仕様等を決定の上、市報又は市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

### (広告の申込み)

第7 車両広告を行おうとする者（以下「広告申込者」という。）は、庁用自動車広告掲出申込書（様式第1号）により、市長に申し込むものとする。

### (広告掲出の承諾)

第8 市長は、前条の掲出申込書の提出を受けたときは、広告掲出に係る承諾の可否を決定し、その結果を広告申込者に通知するものとする。

2 前項の場合において、第2に適合する広告申込者が募集枠数を超えるときは、次の順で広告主を決定する。

- (1) 要綱第4条に定める広告掲載等の優先順位
- (2) 広告掲出の期間の長いもの
- (3) 申込書提出日の早いもの

3 市長は、第1項の広告掲出に係る承諾をした後の事情変更等により、広告の内容、デザイン等（以下「広告物の内容等」という。）が第2各号に規定する基準に抵触し又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲出料)

第9 広告掲出料は、車両広告を行う庁用自動車の車種、運行状況、広告物を掲出する位置及びサイズ、広告物の掲出方法等を総合的に勘案し、別表に定めるものとする。

2 広告掲出料は、広告掲出に係る契約の締結後、市長が定める日までに一括前納するものとする。

(広告掲出の期間)

第10 広告掲出の期間は1月を単位とする。

2 広告掲出の開始日及び終了日は、広告主と市長が協議の上、庁用自動車の運行管理状況等を勘案し、市長が定めるものとする。

(広告掲出の承諾の取消し)

第11 要綱第11条に規定する市長が特に必要があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告掲出料が第10第2項の市長が定める日までに納付されないとき。

(2) 広告掲出の施工が市長の指定する期日までになされないとき。

(3) 第8第3項の規定による広告物の内容等の変更に変更が広告主が応じないとき。

(4) 広告主が書面により広告掲出の辞退を申し出たとき。

(5) その他市長が広告掲出に特に支障があると認めたとき。

2 広告主は、要綱第11条の規定により広告掲出の承諾の取消しがなされた場合であって、当該承諾に係る広告掲出を既に行っているときは、速やかに当該広告を撤去しなければならない。

(広告掲出料の還付)

第12 既に納付した広告掲出料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲出を中止し、又は広告掲出に係る契約を解除したときは、この限りでない。

2 還付する額は、広告掲出に係る期間を1月単位で認定して算出する。この場合において、広告掲出の期間に1月未満の端数があるときは1月として算出する。

(その他)

第13 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年8月8日から施行する。

附 則 (平成31年4月23日改正)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(第2関係)

宇佐市庁用自動車広告掲出基準

(車両広告の掲出方法)

1 広告物の掲出は、ラッピング・フィルム、カットティングシート・マグネット・シート等の容易に取り外しの可能な素材を車体に貼付する方法で行う。(車体塗装は認めない。)

(車両広告の一般基準)

2 車両広告は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 道路交通の安全を阻害するおそれがないものであること。
- (2) 車両運行上の支障となるものでないこと。
- (3) 都市景観との調和を損なうものでないこと。

(道路交通の安全上からの基準)

3 広告の色彩、意匠その他のデザインが、次の各号のいずれかに該当するときは掲出することができない。

(1) 周囲の運転者の誤認を招くような広告物

- ア 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用するもの。
- イ 色彩が、信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの

(2) 周囲の運転者の注意力が散漫となる広告物

- ア デザイン構成が、ストーリー性のある四コマ漫画や映像表示となっているもの
- イ 文字表記が縦書きであるもの
- ウ 文字表記が多いもの又は絵柄や文字が過密であるもの
- エ その他デザインが周囲の運転者の注意を散漫にする恐れのあるもの

(都市景観上の基準)

4 広告物の色彩、意匠その他のデザインが、次の各号に掲げる都市景観上の配慮を欠いていると認められるときは、掲出することができない。

- (1) デザインは、イメージ表現を主とし、文字を手段とする情報は最小限にとどめること。
- (2) 地色に派手な原色又は金銀色を使用しないこと。
- (3) 身体の一部(顔、手等)を強調するようなデザインでないこと。

## 別表（第9関係）

## 宇佐市庁用自動車に係る広告掲出料

掲出車種	給食配送車（普通貨物バン）	軽自貨物バン
掲出車両	宇佐学校給食センター *掲出車両は、所属部署で定める。	契約管財課管理車 *掲出車両は、所属部署で定める。
車両所属	宇佐学校給食センター	財政課
広告規格	縦 80 cm×横 140 cm以内	縦 50cm×横 70cm 以内
掲出位置	両サイド指定位置	両サイド指定位置
広告掲出料（月額）	8,140 円 (消費税及び地方消費税含む)	5,090 円 (消費税及び地方消費税含む)
募集台数	3 台	3 台
備考		

(様式第1号)

## 庁用自動車広告掲出申込書

平成 年 月 日

宇佐市長

様

申込者 住所(所在地)

氏名(名称)

代表者名

電話番号

印

宇佐市広告料収入事業実施要綱及び宇佐市庁用自動車広告掲出取扱要領を遵守のうえ、下記のとおり申し込みます。

### 記

#### 1、掲出広告内容（原稿）

別添のとおり

#### 2、希望車種

#### 3、掲出期間（希望）

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

#### 4、添付書類

##### 1）市税納税（完納）証明書（原本）

法人：所在地の市町村長が発行したもの

（代表者が、宇佐市に納税している場合は代表者の納税証明書も必要）

個人：市町村長が発行したもの

##### 2）業務内容のわかる書類

#### 5、備考